

## 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

## 1 改正の理由

工業技術総合センターの試験等のための機器の使用の廃止に伴う手数料の一部の削除等を行うため、滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正の概要

- (1) 工業技術総合センター試験等手数料のうち、気孔径分布測定および貫通孔測定に係る手数料を削除することとします。(別表第5関係)

○老朽化に伴い廃止となる機器に関する手数料の規定を削除するもの。

## 【窯業試験等手数料】

- |          |        |         |   |    |
|----------|--------|---------|---|----|
| ・気孔径分布測定 | 1試料あたり | 11,630円 | → | 削除 |
| ・貫通孔測定   | 1件あたり  | 7,190円  | → | 削除 |

- (2) 旅券法に基づく事務手数料について、未交付失効旅券の発行費用の徴収のための手数料を新たに設定するとともに、一般旅券の査証欄の増補に係る手数料を削除することとします。(別表第49関係)

○旅券法の一部改正により、旅券が未交付のまま失効した場合において、申請者が再度旅券の発給を申請した際に、失効した旅券の発行費用を徴収する定めが設けられたことから、手数料の規定を新設するもの。また、旅券の査証欄の余白がなくなった際に増補する手続きが廃止となったことから、手数料の規定を削除するもの。

- |                                 |       |        |      |
|---------------------------------|-------|--------|------|
| ・未交付失効後5年以内に再度申請した一般旅券の発給に係る手数料 | 1件につき | 4,000円 |      |
| ・一般旅券の査証欄の増補に係る手数料              | 1件につき | 500円   | → 削除 |

- (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料について、仕様基準に適合するものとして低炭素建築物新築等計画の認定を受けようとするときの手数を新たに設定することとします。(別表第68関係)

- (4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務手数料について、仕様基準に適合するものとして建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとするときの手数を新たに設定することとします。(別表第69関係)

○住宅における建築物エネルギー消費性能誘導基準（ZEH基準）の評価方法について、詳細計算による精密な性能評価手法しか無かったところ、省令改正により、標準的な仕様を定めることにより簡易に評価する方法が定められたことから、当該評価方法で申請された際の審査手数料を新たに設定するもの。

【審査手数料の額】

| 建築物の用途              | 床面積の合計                 | 評価書面が添付されない場合 |         | 評価書面が添付された場合 |         |
|---------------------|------------------------|---------------|---------|--------------|---------|
|                     |                        | 都市低炭素化法       | 省エネ法    | 都市低炭素化法      | 省エネ法    |
| 戸建                  | 200㎡未満                 | 24,000        | 22,000  | 8,300        | 6,300   |
|                     | 200㎡以上                 | 25,000        | 23,000  | 8,300        | 6,300   |
| 共同住宅<br>または<br>長屋住宅 | 300㎡未満                 | 39,000        | 37,000  | 13,000       | 11,000  |
|                     | 300㎡以上<br>2,000㎡未満     | 62,000        | 60,000  | 23,000       | 21,000  |
|                     | 2,000㎡以上<br>5,000㎡未満   | 107,000       | 105,000 | 48,000       | 46,000  |
|                     | 5,000㎡以上<br>10,000㎡未満  | 159,000       | 157,000 | 82,000       | 80,000  |
|                     | 10,000㎡以上<br>25,000㎡未満 | 287,000       | 285,000 | 130,000      | 128,000 |
|                     | 25,000㎡以上<br>50,000㎡未満 | 480,000       | 478,000 | 195,000      | 193,000 |
|                     | 50,000㎡以上              | 838,000       | 836,000 | 294,000      | 292,000 |

(5) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(2)は令和5年3月27日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

| 旧                      |            |            |   | 新                      |        |           |            |            |   |   |        |
|------------------------|------------|------------|---|------------------------|--------|-----------|------------|------------|---|---|--------|
| 本則および付則 省略             |            |            |   | 本則および付則 省略             |        |           |            |            |   |   |        |
| 別表第1から別表第4まで 省略        |            |            |   | 別表第1から別表第4まで 省略        |        |           |            |            |   |   |        |
| 別表第5                   |            |            |   | 別表第5                   |        |           |            |            |   |   |        |
| 工業技術総合センター試験等手数料       |            |            |   | 工業技術総合センター試験等手数料       |        |           |            |            |   |   |        |
| 1 機械電子試験、機能材料試験等手数料 省略 |            |            |   | 1 機械電子試験、機能材料試験等手数料 省略 |        |           |            |            |   |   |        |
| 2 窯業試験等手数料             |            |            |   | 2 窯業試験等手数料             |        |           |            |            |   |   |        |
| 区                      | 分          | 単          | 位 | 金                      | 額      | 区         | 分          | 単          | 位 | 金 | 額      |
| 化学分析                   | 定性分析       | 全成分        |   | 円                      | 5,680  | 化学分析      | 定性分析       | 全成分        |   | 円 | 5,680  |
|                        | 定量分析       | 1成分        |   |                        | 4,500  |           | 定量分析       | 1成分        |   |   | 4,500  |
|                        | Pd、Cdの溶出試験 | 1試料        |   |                        | 3,530  |           | Pd、Cdの溶出試験 | 1試料        |   |   | 3,530  |
| 耐薬品試験                  |            | 同          |   |                        | 2,430  | 耐薬品試験     |            | 同          |   |   | 2,430  |
| 耐圧試験                   |            | 同          |   |                        | 2,190  | 耐圧試験      |            | 同          |   |   | 2,190  |
| 吸水率試験                  |            | 同          |   |                        | 2,140  | 吸水率試験     |            | 同          |   |   | 2,140  |
| 気孔径分布測定                |            | 同          |   |                        | 11,630 | (削除)      |            |            |   |   |        |
| 熱膨張測定                  |            | 同          |   |                        | 6,360  | 熱膨張測定     |            | 同          |   |   | 6,360  |
| オートクレーブ試験              |            | 同          |   |                        | 5,070  | オートクレーブ試験 |            | 同          |   |   | 5,070  |
| 凍害試験                   |            | 1試料(10回まで) |   |                        | 20,980 | 凍害試験      |            | 1試料(10回まで) |   |   | 20,980 |

|                  |    |             |       |
|------------------|----|-------------|-------|
|                  |    | これを超える場合は1回 | 1,430 |
| pH測定             |    | 1 試料        | 1,230 |
| 熱衝撃試験            |    | 同           | 2,450 |
| 加熱重量変化測定         |    | 同           | 6,400 |
| 示差熱分析            |    | 同           | 6,400 |
| 比重測定             |    | 同           | 3,070 |
| 粒度分析             |    | 同           | 6,890 |
| 曲げ強度試験           |    | 同           | 3,100 |
| 摩耗試験             |    | 同           | 3,900 |
| 貫通孔測定            |    | 1 件         | 7,190 |
| 衝撃試験             |    | 同           | 6,670 |
| デザイン指導           |    | 1 時間        | 4,550 |
| 成績書の             | 和文 | 1 通         | 580   |
| 復本または証明書         | 英文 | 同           | 680   |
| 成績書の英文作成         |    | 同           | 2,240 |
| 注 省略             |    |             |       |
| 別表第6から別表第48まで 省略 |    |             |       |
| 別表第49            |    |             |       |
| 旅券法に基づく事務手数料     |    |             |       |
| 区                | 分  | 金           | 額     |

|                  |    |             |       |
|------------------|----|-------------|-------|
|                  |    | これを超える場合は1回 | 1,430 |
| pH測定             |    | 1 試料        | 1,230 |
| 熱衝撃試験            |    | 同           | 2,450 |
| 加熱重量変化測定         |    | 同           | 6,400 |
| 示差熱分析            |    | 同           | 6,400 |
| 比重測定             |    | 同           | 3,070 |
| 粒度分析             |    | 同           | 6,890 |
| 曲げ強度試験           |    | 同           | 3,100 |
| 摩耗試験             |    | 同           | 3,900 |
| (削除)             |    |             |       |
| 衝撃試験             |    | 1 件         | 6,670 |
| デザイン指導           |    | 1 時間        | 4,550 |
| 成績書の             | 和文 | 1 通         | 580   |
| 復本または証明書         | 英文 | 同           | 680   |
| 成績書の英文作成         |    | 同           | 2,240 |
| 注 省略             |    |             |       |
| 別表第6から別表第48まで 省略 |    |             |       |
| 別表第49            |    |             |       |
| 旅券法に基づく事務手数料     |    |             |       |
| 区                | 分  | 金           | 額     |

|  |       |       |   |
|--|-------|-------|---|
| (1) 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この表において「法」という。）第5条第1項本文の一般旅券の発給に係る手数料 | 1件につき | 2,000 | 円 |
| (2) 法第5条第1項ただし書の一般旅券の発給に係る手数料                                | 同     | 2,000 |   |
| (3) (1)の項および(2)の項に掲げる一般旅券以外の一般旅券の発給に係る手数料                    | 同     | 2,000 |   |
| (4) 法第9条第1項の規定に基づく一般旅券の渡航先の追加に係る手数料                          | 同     | 300   |   |
| (5) 法第12条第1項の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補に係る手数料                         | 同     | 500   |   |

別表第50から別表第67まで 省略

別表第68

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料

| 区                       | 分 | 金 | 額 |
|-------------------------|---|---|---|
| (1) 省略                  |   |   |   |
| (2) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建 |   |   |   |

|  |       |        |                                    |
|--|-------|--------|------------------------------------|
| (1) 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この表において「法」という。）第5条第1項本文の一般旅券の発給に係る手数料 | 1件につき | 2,000円 | (法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,000円) |
| (2) 法第5条第1項ただし書の一般旅券の発給に係る手数料                                | 1件につき | 2,000円 | (法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,000円) |
| (3) (1)の項および(2)の項に掲げる一般旅券以外の一般旅券の発給に係る手数料                    | 1件につき | 2,000円 | (法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,000円) |
| (4) 法第9条第1項の規定に基づく一般旅券の渡航先の追加に係る手数料                          | 1件につき | 300円   |                                    |

別表第50から別表第67まで 省略

別表第68

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料

| 区                       | 分 | 金 | 額 |
|-------------------------|---|---|---|
| (1) 省略                  |   |   |   |
| (2) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建 |   |   |   |

建築物新築等計画の認定の申請（法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料

ア 省略

イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合

(ア) 一戸建て住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 45,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、8,300円）

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 48,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、8,300円）

(イ) 共同住宅または長屋住宅

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 79,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、13,000円）

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 124,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円）

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの 203,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円）

建築物新築等計画の認定の申請（法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料

ア 省略

イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合

(ア) 性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき

a 一戸建て住宅

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 45,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、8,300円）

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 48,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、8,300円）

b 共同住宅または長屋住宅

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 79,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、13,000円）

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 124,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円）

(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの 203,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円）

|   |   |
|---|---|
| <u>ル以上5,000平方メートル未満のもの</u>                      | <u>添付がなされたものにあつては、48,000円)</u>            |
| d <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>  | 286,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、82,000円)    |
| e <u>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> | 552,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、130,000円)   |
| f <u>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u> | 969,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、195,000円)   |
| g <u>床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>               | 1,771,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、294,000円) |

|   |   |
|---|---|
| <u>一トール以上5,000平方メートル未満のもの</u>                     | <u>添付がなされたものにあつては、48,000円)</u>            |
| (d) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>  | 286,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、82,000円)    |
| (e) <u>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> | 552,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、130,000円)   |
| (f) <u>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u> | 969,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、195,000円)   |
| (g) <u>床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>               | 1,771,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、294,000円) |
| (イ) <u>仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき</u>             |   |
| a <u>一戸建て住宅</u>                                   |   |
| (a) <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>                  | 24,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、8,300円)      |
| (b) <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>                  | 25,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、8,300円)      |

|   |   |
|---|---|
|   | あつては、8,300円)                            |
| <u>b 共同住宅または長屋住宅</u>                              |   |
| <u>(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>                  | 39,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、13,000円)   |
| <u>(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>     | 62,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円)   |
| <u>(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>   | 107,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、48,000円)  |
| <u>(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>  | 159,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、82,000円)  |
| <u>(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> | 287,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、130,000円) |
| <u>(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u> | 480,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、195,000円) |
| <u>(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>               | 838,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、294,000円) |



|               |  |
|---------------|--|
| ウ 省略          |  |
| (3)から(6)まで 省略 |  |

注

1 省略  
(新設)

2から4まで 省略

別表第69

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務手数料

| 区 分  | 金 額 |
|--|-----|
| (1) 省略   |     |
| (2) 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請<br>(法第35条第2項の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査の手数料<br>ア 省略<br>イ <u>申請建築物または他の建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合</u> |     |

|               |  |
|---------------|--|
| ウ 省略          |  |
| (3)から(6)まで 省略 |  |

注

1 省略

2 この表において「性能基準」および「仕様基準」とは、それぞれ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）の規定に基づき定められた基準をいう。

3から5まで 省略

別表第69

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務手数料

| 区 分   | 金 額 |
|---|-----|
| (1) 省略  |     |
| (2) 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請<br>(法第35条第2項の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査の手数料<br>ア 省略<br>イ <u>申請建築物または他の建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合</u><br>(ア) 性能基準に適合するものとして認 |     |

(ア) 一戸建て住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 42,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円)

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 46,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円)

(イ) 共同住宅または長屋住宅

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 77,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円)

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 122,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円)

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 201,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、46,000円)

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 284,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円)

e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 550,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円)

定を受けようとするとき

a 一戸建て住宅

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 42,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円)

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 46,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円)

b 共同住宅または長屋住宅

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 77,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円)

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 122,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円)

(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 201,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、46,000円)

(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 284,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円)

(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 550,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円)

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| <u>のもの</u>                                      | あつては、128,000円)                            | <u>未満のもの</u>                                      | あつては、128,000円)                            |
| <u>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u> | 967,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、193,000円)   | <u>(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u> | 967,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、193,000円)   |
| <u>g 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>               | 1,769,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、292,000円) | <u>(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>               | 1,769,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、292,000円) |
|   |   | <u>(イ) 仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき</u>             |   |
|   |   | <u>a 一戸建て住宅</u>                                   |   |
|   |   | <u>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>                  | 22,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円)      |
|   |   | <u>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>                  | 23,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円)      |
|   |   | <u>b 共同住宅または長屋住宅</u>                              |   |
|   |   | <u>(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>                  | 37,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円)     |
|   |   | <u>(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>     | 60,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円)     |

|               |  |
|---------------|--|
| ウ 省略          |  |
| (3)から(8)まで 省略 |  |

注

1 および 2 省略

3 (1)の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積について算定する。

(1) 建築物の新築、増築または改築をする場合（次号に掲げる

|  |  |
|--|--|
| (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの   | 105,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、46,000円）  |
| (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  | 157,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円）  |
| (e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 285,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、128,000円） |
| (f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 478,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、193,000円） |
| (g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの               | 836,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、292,000円） |
| ウ 省略                                       |  |
| (3)から(8)まで 省略                              |  |

注

1 および 2 省略

3 (1)の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積について算定する。

(1) 建築物の新築、増築または改築をする場合（次号に掲げる

場合を除く。) 当該建築物の非住宅部分の床面積(建築物の増築または改築をする場合において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。次号および注7において同じ。)

(2) 省略

4 省略

(新設)

5から7まで 省略

8 この表において「性能基準」および「仕様基準」とは、それぞれ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)の規定に基づき定められた基準をいう。

9 省略

以下省略

場合を除く。) 当該建築物の非住宅部分の床面積(建築物の増築または改築をする場合において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。次号および注8において同じ。)

(2) 省略

4 省略

5 この表において「性能基準」および「仕様基準」とは、それぞれ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の規定に基づき定められた基準をいう。

6から8まで 省略

(削除)

9 省略

以下省略